



佐賀県公報

平成18年
3月17日
(金曜日)
第12730号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

規則

◎市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則 (九・市町村課) 一

告示

◎環境基本法に基づく公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定の一部改正 (二五四・環境課) 二〇

◎生活排水対策重点地域の指定の一部改正 (二五五・") 二一

◎化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可を受けなければならない区域の指定の一部改正 (二五六・生活衛生課) 二二

◎指定水防管理団体の指定の一部改正 (二五七・河川砂防課) 二二

◎保安林予定森林 (二五八・森林整備課) 二二

◎道路の区域の変更 (二五九・道路課) 三三

◎道路の供用開始 (二六〇・") 三三

◎道路の区域の変更 (二六一・") 三三

◎道路の供用開始 (二六二・") 三三

◎市町村の廃置分合に伴う神埼郡及び神埼市の人口 (二六三・市町村課) 三三

◎取引店及び緊急支払店の指定の一部改正 (二六四・会計課) 三三

公告

◎佐賀県酪農・肉用牛生産近代化計画の公表 (畜産課) 三三

◎農業農村整備事業積算システム用サーバ借入れに係る一般競争入札 (農地整備課) 三四

教育委員会事項

◎市町村合併に伴う佐賀県教育委員会規則の整理に関する規則 (規則・一) 三五

◎佐賀県育英学生選考委員会規程の一部改正 (告示・三) 三七

◎教科用図書採択地区の設定の一部改正 ("・四) 二七

◎教育庁専決規程の一部改正 (訓令甲・一) 二七

人事委員会事項

◎市町村合併に伴う佐賀県人事委員会規則の整理に関する規則 (規則・四) 二七

公安委員会事項

◎佐賀県警察組織規則及び佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (規則・二) 二九

公布された規則のあらまし

◎市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則 (規則第九号)

1 地方自治法の規定に基づき、平成一八年三月二〇日に神埼市に係る合併が行われることに伴い、佐賀県表彰規則のほか六六規則について、所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、平成一八年三月二〇日から施行することとした。

規則

市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第九号

市町村合併に伴う佐賀県規則の整理に関する規則

(佐賀県表彰規則の一部改正)

第一条 佐賀県表彰規則(昭和二十四年佐賀県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「市町村長」を「市町長」に改める。

(災害救助基金管理支出及び補充規則の一部改正)

第二条 災害救助基金管理支出及び補充規則(昭和二十三年佐賀県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第七号中「市町村」を「市町」に改める。

第九条中「市町村長」を「市町長」に改める。

(佐賀県消防学校管理規則等の一部改正)

第三条 次に掲げる規則の規定中「市町村」を「市町」に改める。

一 佐賀県消防学校管理規則(昭和五十三年佐賀県規則第十五号)第八条及び第九条第三項

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成十七年佐賀県規則第七十九号)第九条の見出し及び第十条の見出し

三 佐賀県保健所管理規則(平成九年佐賀県規則第四十二号)第三条第一項第十四号

四 佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第十二号)第九条第一項第一号

五 佐賀県農業委員会交付金の交付の基準に関する規則(昭和六十年佐賀県規則第五十号)本則

六 佐賀県種雄畜管理規則(昭和二十七年佐賀県規則第九号)第七条第一項(災害救助法施行細則の一部改正)

第四条 災害救助法施行細則(平成三年佐賀県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

本則中(見出しを含む)「市町村長」を「市町長」に改める。

第二条及び第三条中「市町村」を「市町」に改める。

様式第七号中「市町村長」を「市町長」と、「市町村で」を「市町で」に改める。

様式第十五号中「市町村長」を「市町長」に改める。

(佐賀県青少年健全育成条例施行規則等の一部改正)

第五条 次に掲げる規則の様式の規定中「市」を削る。

一 佐賀県青少年健全育成条例施行規則(昭和五十二年佐賀県規則第四十三号)様式第三号及び様式第五号

二 温泉法施行細則(平成十二年佐賀県規則第五十九号)様式第一号から様式第十一号まで

三 佐賀県有林規則(昭和三十六年佐賀県規則第二十八号)様式

四 佐賀県林業種苗法施行細則(昭和四十七年佐賀県規則第六十三号)様式第二号

五 佐賀県海岸法施行細則(昭和三十六年佐賀県規則第十三号)様式第一号から様式第六号まで

六 佐賀県漁港漁場整備法施行細則(昭和五十九年佐賀県規則第三十七号)様式第一号及び様式第三号

七 佐賀県砂防法施行条例施行規則(平成十五年佐賀県規則第十号)様式第一号から様式第六号まで及び様式第八号から様式第十一号まで

八 佐賀県道路占用規則(昭和二十八年佐賀県規則第十一号)様式第一号及び様式第二号

九 佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十一号)様式第五号

(佐賀県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第六条 佐賀県立自然公園条例施行規則(昭和四十九年佐賀県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「市町村」を「市町」に改める。

第十六条第一項中「市町村長」を「市町長」に改める。

様式第二号中「(市町村長)」を「(市町長)」に改める。

(佐賀県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第七条 佐賀県環境影響評価条例施行規則(平成十一年佐賀県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「市町村長」を「市町長」に改める。

第四条第一項第三号及び第五号並びに第二項第三号並びに第十二条第二項中「市町村」を「市町」に改める。

(佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第八条 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成十五年佐賀県規則十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「市町村長」を「市町長」に改める。

様式第十七号中「~~市町村~~」を「~~市町~~」に改める。

様式第十八号中「~~市町村~~」を「~~市町~~」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第九条 生活保護法施行細則(昭和五十九年佐賀県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「町村長」を「町長」に改める。

第十五条第一項及び第十七条中「市町村」を「市町」に改める。

様式第一号の台帳(1)中「~~市町村~~」を「~~市町~~」に改める。

様式第二号中「~~市町村~~」を「~~市町~~」に、「~~市町村~~」を「~~市町~~」に改める。

様式第六号及び様式第七号中「~~市町村~~」を削る。

様式第八号中「町村名」を「町名」に、「町村受理」を「町受理」に改める。

る。

様式第十一号、様式第十二号及び様式第十四号から様式第十六号までの規定中「~~市町村~~」を「~~市町~~」に改める。

様式第十七号中「~~市町村~~」を「~~市町~~」に、「~~市町村~~」を「~~市町~~」に改める。

様式第十八号から様式第二十四号までの規定中「~~市町村~~」を「~~市町~~」に改める。

様式第二十五号中「~~市町村~~」を削る。

様式第二十七号、様式第三十一号及び様式第三十二号中「~~市町村~~」を「~~市町~~」に改める。

に改める。

様式第三十六号中「~~市町村~~」を「~~市町~~」に改める。

様式第四十号中「~~市町村~~」を「~~市町~~」に改める。

様式第四十五号中「~~市町村~~」を「~~市町~~」に、「~~市町村~~」を「~~市町~~」に改める。

様式第四十六号中「~~市町村~~」を「~~市町~~」に改める。

様式第四十九号中「~~市町村~~」を「~~市町~~」に改める。

様式第五十三号中「~~市町村~~」を「~~市町~~」に改める。

様式第六十四号中「~~市町村~~」を「~~市町~~」に改める。

(佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第十条 佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則(平成十年佐賀県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の表の七の項中「~~市町村~~」を「~~市町~~」に改める。

(父母のない児童等の身元保証に関する条例施行規則の一部改正)

第十一条 父母のない児童等の身元保証に関する条例施行規則(昭和三十一年佐賀県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第二号及び別記様式第四号中「町(村)」を「町」に改める。

(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第十二条 母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和五十七年佐賀県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項及び第四項中「町村の」を「町の」に、「町村長」を「町長」に改める。

(児童福祉法等施行細則の一部改正)

第十三条 児童福祉法等施行細則(平成十年佐賀県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「市」を削り、同様式の別紙2中「市」を「町」に改める。

「市」を「町」に改める。

様式第二号の別紙中「市」を「町」に改める。

「市」を「町」に改める。

様式第三号中「市」を「町」に改める。

(老人福祉法施行細則の一部改正)

第十四条 老人福祉法施行細則(平成五年佐賀県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条及び第十八条中「市町村」を「市町」に改める。

第十九条から第二十三条までの規定中「市町村長」を「市町長」に改める。

様式第一号、様式第四号、様式第七号及び様式第八号中「市」を「町」に改める。

様式第二十三号中「市」を「町」に改める。

様式第二十四号中「市」を「町」に改める。

様式第二十五号中「市」を「町」に改める。

様式第二十六号中「市」を「町」に改める。

様式第二十七号中「市」を「町」に改める。

様式第二十八号中「市」を「町」に改める。

(知的障害者福祉法施行細則等の一部改正)

第十五条 次に掲げる規則の規定中「市」を「町」に改める。

一 知的障害者福祉法施行細則(昭和三十七年佐賀県規則第三十九号) 様式第一号

二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(昭和四十八年佐賀県規則第六十一号) 様式第一号

三 佐賀県工業等振興条例施行規則(昭和四十八年佐賀県規則第六十五号)

様式第三号

四 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成十一年佐賀県規則第五十五号) 様式第二号

五 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十二年佐賀県規則第九十六号) 様式第三号

六 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成十五年佐賀県規則第二号) 様式第三号

七 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第九十九号) 様式第三号

(佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第十六条 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十七年佐賀県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

様式第六号中「市」を「町」に改める。

様式第八号中「市」を「町」に改める。

様式第二十八号中「市」を「町」に改める。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第十七条 身体障害者福祉法施行細則(平成五年佐賀県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「市」を「町」に改める。

様式第二号中「市」を「町」に改める。

様式第九号、様式第十号及び様式第十二号中「市」を「町」に改める。

様式第十七号の別紙中「市」を「町」に改める。

(佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第十八条 佐賀県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和三十八年佐賀県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第七号中「特定町村」を「特定町」に改める。

(佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部改正)

第十九条 佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則(昭和三十一年佐賀県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「市町村長」を「市町長」に、「市町村を」を「市町を」に改める。

様式の注の4及び5中「市町村長」を「市町長」に改める。

(佐賀県小規模水道条例施行規則の一部改正)

第二十条 佐賀県小規模水道条例施行規則(昭和三十五年佐賀県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「市町村長」を「市町長」に改める。

(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部改正)

第二十一条 佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「市町村」を「市町」に改める。

第七条中「市町村長」を「市町長」に改める。

様式第一号中「市町村長名」を「市町長名」に、「市町村税」を「市町税」に、「市町村の」を「市町の」に改める。

様式第二号から様式第四号までの規定中「市町村」を「市町」に改める。

(佐賀県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正)

第二十二条 佐賀県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十三年佐賀県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二の(2)の項中「市町村」を「市町」に改める。

(佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第二十三条 佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十五年佐賀県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し及び第九条第一項から第三項までの規定中「市町村長」を「市町長」に改める。

様式第一号、様式第三号及び様式第十一号中「市町村長」を「市町長」に改める。

(家畜伝染病予防法施行細則の一部改正)

第二十四条 家畜伝染病予防法施行細則(昭和三十一年佐賀県規則第四十四号)の一部を次のように改める。

第七条第二項、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十六条中「市町村長」を「市町長」に改める。

別記様式第四号中「町村」を「町」に改める。

別記様式第七号中「(村)」を削る。

(佐賀県県有家畜の貸付等に関する規則の一部改正)

第二十五条 佐賀県県有家畜の貸付等に関する規則(昭和四十二年佐賀県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条第一項中「市町村」を「市町」に改める。

第七条第一項第三号中「市町村長」を「市町長」に改める。

様式第一号から様式第六号までの規定中「市町村長名」を「市町長名」に改める。

(佐賀県漁船法施行細則の一部改正)

第二十六条 佐賀県漁船法施行細則(昭和二十六年佐賀県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

様式第六号中「(市)」を削る。

(県行造林規則の一部改正)

第二十七条 県行造林規則(昭和十五年佐賀県告示第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村」を「市町」に改める。

第三条中「市町村会」を「市町会」に改める。

様式中「町本大字」を「町大字」に、「市町村長」を「市町長」に、「町村」

を「市」に改める。

(森林病虫害等防除法施行細則の一部改正)

第二十八条 森林病虫害等防除法施行細則(昭和二十五年佐賀県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「市町村長」を「市町長」に改める。

(佐賀県土木事務所設置規則の一部改正)

第二十九条 佐賀県土木事務所設置規則(昭和二十九年佐賀県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の用地課の分掌事務及び同項の工務課の分掌事務中「市町村」を「市町」に改める。

附則第二項中「神埼郡」を「神崎市」に改める。

別表の神埼土木事務所の中「神埼郡神埼町」を「神崎市神埼町」に、「神埼郡の区域」を「神崎市の区域 神埼郡の区域」に改める。

(佐賀県農林事務所管理規則の一部改正)

第三十条 佐賀県農林事務所管理規則(昭和四十年佐賀県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の佐賀中部農林事務所の中「小城市」の下に、「神崎市」を加える。

第九条第一項第七号中「市町村」を「市町」に改め、同項第二十号中「市町村長」を「市町長」に改める。

(佐賀県ダム事務所管理規則の一部改正)

第三十一条 佐賀県ダム事務所管理規則(昭和四十四年佐賀県規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「~~市町村~~」を「~~市~~」に改める。

様式第四号中「~~市~~」を「~~市~~」に改める。

(佐賀県都市計画公聴会規則の一部改正)

第三十二条 佐賀県都市計画公聴会規則(昭和四十五年佐賀県規則第三十七号)

の一部を次のように改正する

第三条第二項中「町村役場」を「町役場」に改める。

(佐賀県立都市公園利用規則の一部改正)

第三十三条 佐賀県立都市公園利用規則(昭和五十七年佐賀県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「~~市~~」を「~~市~~」に改める。

(租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部改正)

第三十四条 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則(平成五年佐賀県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「市町村界、市町村」を「市町界、市町」に改め、同条第七項中「市町村」を「市町」に改める。

(佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第三十五条 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年佐賀県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「市町村」を「市町」に改める。
様式第一号、様式第四号、様式第五号及び様式第九号中「~~市~~」を「~~市~~」に改める。

様式第十号中「~~市~~」を削る。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第三十六条 建築基準法施行細則(昭和三十六年佐賀県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の二の表中「神埼町 千代田町」を「神崎市(脊振町を除く。)」に、「脊振村」を「神崎市(脊振町に限る。)」に改める。

(佐賀県建築計画概要書閲覧規則の一部改正)

第三十七条 佐賀県建築計画概要書閲覧規則(昭和四十八年佐賀県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「神埼郡」を「神崎市 神埼郡」に改める。

(地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第三十八条 地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例施行規則(昭和四十九年佐賀県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項、第七条第一項及び第三項第二号並びに第八条中「市町村」を「市町」に改める。

別表の条例第三条第四号の規定による補助の項中「~~市町~~」を「~~市町~~」に改める。

(佐賀県営住宅条例施行規則の一部改正)

第三十九条 佐賀県営住宅条例施行規則(平成九年佐賀県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の神奈川県営住宅の項中「~~善慈善善慈~~」を「~~善慈~~」に改める。
(佐賀県公報発行規則の一部改正)

第四十条 佐賀県公報発行規則(昭和五十五年佐賀県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第四号中「市町村及び市町村議会」を「市町及び市町議会」に改める。
(佐賀県行政組織規則の一部改正)

第四十一条 佐賀県行政組織規則(平成十六年佐賀県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の消防防災課の分掌事務の第八号中「市町村消防」を「市町消防」に改める。

第六条の国民健康保険課の分掌事務の第八号中「市町」を「市」に改める。

第八条の農産課の分掌事務の第七号中「市町村農業委員会」を「市町農業委員会」に改める。

第十一条の市町村課の分掌事務の第一号中「市町村」を「市、町」に改め、

同課の分掌事務の第二号中「市町村の合併」を「市町村合併」に改め、同課の分掌事務の第三号中「市町村の交付税」を「市及び町の交付税」に、「及び市町村税」を「並びに市町村税」に改め、同課の分掌事務の第四号中「市町村土地開発公社」を「市町土地開発公社」に改める。
(佐賀県税条例施行規則の一部改正)

第四十二条 佐賀県税条例施行規則(昭和三十年佐賀県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第七条の五第二項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第八条の十第一項第二号中「市町村」を「市町」に改める。

様式第二号中「~~市~~」を削る。

様式第四号中「~~市町~~」を「市町長」及び「市町村民税」を「市町民税」に改める。

様式第五号中「~~市町~~」を「市町長」及び「市町村民税」を「市町・~~市町~~」に、「~~市町村民税~~」を「市町民税」に改める。

様式第六号中「~~市町~~」を「市町長」及び「市町村民税」を「市町民税」に、「~~市町~~」を「市町」に改める。

様式第七号中「~~市町~~」を「市町長」及び「市町村が」を「市町が」に改め、同様式の別紙第一中「~~市町村民税~~」を「市町民税」に改め、同様式の別紙第二中「~~市町~~」を「市町」及び「市町村民税」を「市町民税」に改める。

様式第十六号の表中「~~市町~~」を「市町」及び「市町村民税」を「市町~~民税~~」に改め、同様式の裏中「~~市町~~」を「市町」に改める。

様式第十七号の裏中「~~市町~~」を「市町」に改める。

様式第十九号及び様式第六十二号その一中「~~市~~」を「市」に改める。
(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部改正)

第四十三条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部改正

関する規則(昭和三十二年佐賀県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

「県 市郡 町村 番地

第三号様式中

県知事

県税事務所長(氏

名)印]

を

「県 市 町 番地

県知事

を
ご知照。

県税事務所長(氏

名)印]

「県 市郡 町村 番地

県知事

第四号様式中

県税事務所長(氏

名)印]

を

市町村長

「県 市 町 番地

県知事

を
ご知照。

県税事務所長(氏

名)印]

「県 市郡 町村 番地

第五号様式中

県知事

県税事務所長(氏

名)印]

を

「県 市 町 番地

県知事

を
ご知照。

県税事務所長(氏

名)印]

「県 市(郡) 町(村) 番地

第六号の二様式中

県知事

県税事務所長(氏

名)印]

を

「県 市 町 番地

県知事

を
ご知照。

県税事務所長(氏

名)印]

第六号様式から第十一号様式までの規定中

「県 市郡 町村 番地

県知事

を

県税事務所長(氏

名)印]

「県 市 町 番地

県知事

を
ご知照。

県税事務所長(氏

名)印]

「県 市(郡) 町(村) 番地

第十一号の二様式中

県知事

県税事務所長(氏

名)印]

を

「県 市 町 番地

県知事

を
ご知照。

県税事務所長(氏

名)印]

「県 市郡 町村 番地

第十二号様式中

県知事

県税事務所長(氏

名)印]

を

「県 市 町 番地

県知事

を
ご知照。

県税事務所長(氏

名)印]

「県 市(郡) 町(村) 番地

第十三号の二様式中

県知事

県税事務所長(氏

名)印]

を

「県 市 町 番地

県知事

を
ご知照。

県税事務所長(氏

名)印]

第十三号様式から第十六号様式までの規定中

「県 市郡 町村 番地

県知事

を

県税事務所長(氏

名)〔四〕

「県 市 町 番地

県知事

に改める。

県税事務所長(氏

名)〔四〕

第十六号の二様式中

県知事

「県 市(郡) 町(村) 番地

を

第十六号の二様式中

県知事

「県 市(郡) 町(村) 番地

を

「県 市 町 番地

県知事

に改める。

県税事務所長(氏

名)〔四〕

第十七号様式から第二十一号様式までの規定中

「県 市郡 町村 番地

県知事

を

県税事務所長(氏

名)〔四〕

「県 市 町 番地

県知事

に改める。

県税事務所長(氏

名)〔四〕

(県税事務所管理規則の一部改正)

第四十四条 県税事務所管理規則(昭和四十年佐賀県規則第四十八号)の一部

を次のように改正する。

第三条第一項の納税課の分掌事務の第二十一号中「市町村」を「市町」に改め、同条第二項の納税推進課の分掌事務の第四号中「市町村」を「市町」に改める。

(市町村振興資金貸付規則の一部改正)

第四十五条 市町村振興資金貸付規則(昭和三十八年佐賀県規則第五十四号)の

一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市町村振興資金貸付規則

第一条から第四条までの規定中「市町村」を「市町」に改める。

第五条中「市町村等」を「市町等」に改め、同条第一号中「市町村振興資金借入申請書」を「市町村振興資金借入申請書」に改める。

第六条中「市町村振興資金貸付決定通知書」を「市町村振興資金貸付決定通

知書」に改める。

第七条第一項中「市町村等」を「市町等」に、「市町村振興資金貸付請求

書」を「市町村振興資金貸付請求書」に改め、同条第二項中「市町村等」を

「市町等」に改め、同条第三項中「市町村振興資金借用証書」を「市町村振興

資金借用証書」に改める。

第八条中「市町村等」を「市町等」に、「市町村振興資金貸付事業計画変

更承認申請書」を「市町村振興資金貸付事業計画変更承認申請書」に改める。

第九条中「市町村等」を「市町等」に、「市町村振興資金貸付対象事業完

成報告書」を「市町村振興資金貸付対象事業完成報告書」に改める。

第十条中「市町村等」を「市町等」に改める。

第十二条第一項中「市町村等」を「市町等」に、「市町村振興資金繰上償

還申請書」を「市町村振興資金繰上償還申請書」に改め、同条第二項中「市町

村等」を「市町等」に、「市町村振興資金繰上償還通知書」を「市町村振興資

金繰上償還通知書」に改め、同条第三項中「市町村等」を「市町等」に改め

る。

第十三条中「市町村等」を「市町等」に改める。

第十四条中「市町村等」を「市町等」に、「市町村振興資金借入台帳」を

「市町村振興資金借入台帳」に改める。

附則第二項中「市町村に」を「市町に」に改める。

様式第一号中「市町村等」を「市町等」に、「市町村振興資金借入申請書」

や「市町振興資金借入申請書」及び「市町村振興資金を」とや「市町振興資金を」と改める。

様式第三号中「市町村振興資金貸付決定通知書」とや「市町振興資金貸付決定通知書」及び「市町村長」と改める。

様式第四号中「市町村長」とや「市町長」及び「市町村振興資金貸付請求書」と改める。

様式第六号中「市町村長」とや「市町長」及び「市町村振興資金借用証書」と改める。

や「市長振興資金借用証書」及び「佐賀県市町振興資金を市町村振興資金貸付規則」と改める。

様式第七号中「市町村長」とや「市町長」及び「市町村振興資金貸付事業実施計画変更承認申請書」と改める。

様式第八号中「市町村長」とや「市町長」及び「市町村振興資金貸付対象事業完成報告書」と改める。

様式第九号中「市町村長」とや「市町長」及び「市町村振興資金繰上償還申請書」と改める。

や「市町振興資金繰上償還申請書」及び「市町村振興資金借入金」と改める。

様式第十号中「市町村長」とや「市町長」及び「市町村振興資金繰上償還通知書」と改める。

や「市町振興資金繰上償還通知書」及び「市町村振興資金貸付規則」と改める。

様式第十一号中「市町村振興資金借入台帳」と改める。

（電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部改正）
第四十六条 電子計算組織による給与支給事務等処理規則（昭和四十八年佐賀県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の給与管理者の項、人事等所掌課長の項及び各所属の項中「市町村立学校」を「市町立学校」に改める。

（佐賀県財務規則の一部改正）
第四十七条 佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三百三十三号の表中「県市町村民税」を「県市町民税」に改める。

様式第六十五号中「市町村民税」を「市町民税」に改める。

様式第八十四号、様式第八十五号の別添2及び別添3並びに様式第八十七号中「村」を削る。

様式第一百五十六号その一中「市町村民税」を「市町民税」に改める。

（佐賀県公有財産規則の一部改正）
第四十八条 佐賀県公有財産規則（昭和四十年佐賀県規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第二十二号中「町村」を「町」に改める。

様式第二十三号の二中「村」を「町」に改める。

様式第二十三号の三、様式第二十三号の四及び様式第二十三号の八中「村」を削る。

別表第一の注の4中「市町村」を「市町」に改める。

附則
この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

○ 告 示
●佐賀県告示第百五十四号
環境基本法に基づく公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類

型の指定(平成十二年佐賀県告示第四百八号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

表の別記の一中「北松浦郡鷹島町」を「松浦市鷹島町」に改める。

●佐賀県告示第百五十五号

生活排水対策重点地域の指定(平成十四年佐賀県告示第百四十九号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

表中「千代田町」を「神崎市」に改める。

●佐賀県告示第百五十六号

化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可を受けなければならない区域の指定(平成十六年佐賀県告示第七百六十七号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 神埼郡

吉野ヶ里町

吉田字新田角、字上の原、字南角、字九反田、字蓮津、字丸野、字本角、字八本柳、字一本柳、字二本柳、字三本柳、字四本柳、字七本柳、字九本柳、字萩原、字中瀬尾、字栗崎、字鳥の隈、字殿隈及び字悦尾、田手字一本杉、字二本杉、字三本杉、字四本杉、字杉籠、字二本松、字一本黒木、字二本黒

木及び字一本松、豆田字鶴角、字亀角及び字松角並びに立野字立野第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 神崎市

神埼町神埼字一丁目、字二丁目、字三丁目及び字四丁目、枝ヶ里字一本松、字二本松、字三本松、字四本松及び字五本松、西小津ヶ里字六本松及び字七本松、永歌字小一本松及び字小二本松、本堀字村下、字寒波、字雨城、字土井副、字町裏及び字朝日、田道ヶ里字駅一本松、字駅二本松、字駅三本松、字平四本松、字平五本松、字平八本松及び字田二本松並びに鶴字柳ノ一、字柳ノ二、字柳ノ三、字枝刈及び字縦縁

●佐賀県告示第百五十七号

指定水防管理団体の指定(昭和四十三年佐賀県告示第百三十一号)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

「嬉野市」の下に「神崎市」を加え、「神埼町、千代田町」を削る。

●佐賀県告示第百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により保安林の指定をするため、次の森林を保安林予定森林とする。

平成十八年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

一 保安林予定森林の所在場所

西松浦郡有田町字稗古場一九三八

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎佐賀県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年三月十七日から平成十八年四月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	変更前の別	幅員 メートル
一般国道 二〇四号	後	三七七・〇
	前	五二二・五

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	変更前の別	幅員 メートル
一般国道 二〇四号	後	三七七・〇
	前	五二二・五

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	変更前の別	幅員 メートル
一般国道 二〇四号	後	三七七・〇
	前	五二二・五

◎佐賀県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年三月十七日から平成十八年四月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇四号	伊万里市黒川町塩屋字濱開四八六番地先から 伊万里市黒川町小黒川字東ノ久保二七七番三地先 まで 伊万里市黒川町塩屋字濱開四八三番一地先から 伊万里市黒川町小黒川字東ノ久保三〇二番二地先 まで	平成一八・三・一七

◎佐賀県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年三月十七日から平成十八年四月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		変更前後の別	区域	
	前	後		幅員メートル	延長メートル
県道 塩屋大曲線	伊万里市黒川町塩屋字城平二二 一番二地先から 伊万里市黒川町塩屋字濱開五〇 九番五地先まで	伊万里市黒川町塩屋字城平二二 一番二地先から 伊万里市黒川町塩屋字濱開五〇 九番五地先まで	後	三九・三 、 一〇・五	一九六・五
	伊万里市黒川町塩屋字濱開五〇 九番五地先まで	伊万里市黒川町塩屋字濱開五〇 九番五地先まで	前	一〇・二 、 二二・〇	一九一・六

◎佐賀県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年三月十七日から平成十八年四月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 塩屋大曲線	伊万里市黒川町塩屋字城平二二一番二地先から 伊万里市黒川町塩屋字濱開五〇九番五地先まで	平成一八・三・一七

◎佐賀県告示第百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十六条第一項第一号及び第七十七条第一項の規定により、平成十八年三月二十日から神埼郡神埼町、同郡千代田町及び同郡脊振村を廃し、その区域をもって神埼市を設置する場合の神埼郡及び神埼市の人口を、次のとおり告示する。

平成十八年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

神埼郡 一六、一〇四人
神崎市 三三、五四〇人

◎佐賀県告示第百六十四号

取引店及び緊急支払店の指定（平成十三年佐賀県告示第百六十四号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日

佐賀県知事 古川 康

二の表の株式会社佐賀銀行神埼支店の項中「神埼郡神埼町」を「神崎市神埼町」に改める。

○ 公 告

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項の規定により、佐賀県酪農・肉用牛生産近代化計画を定めたので、同条第5項の規定により公表します。

なお、公表場所及び問い合わせ先は、次のとおりです。

平成18年3月17日

佐賀県知事 古川 康

1 公表場所

(1) 佐賀県生産振興部畜産課及び県現地機関（各農林事務所及び各農業改良普及センター）

(2) 県内の市役所及び町役場の農業担当部署

なお、佐賀県庁のホームページ（URL: <http://www.pref.saga.lg.jp/>）においても公表します。

2 問い合わせ先

生産振興部畜産課生産担当

電話 0952-25-7121 E-mail: chikusan@pref.saga.lg.jp

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月17日

収支等命令者

佐賀県土づくり本部農地整備課長 上月 良吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量 農業農村整備事業積算システム用サーバ 7台

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入場所 入札説明書による。

(4) 納入期限 平成18年5月2日(火)

(5) 借入期限 36か月(平成18年5月1日から平成21年4月30日まで)

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があると

きは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格及び条件

(1) 佐賀県物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づき入札参加資格を入札書の提出期限の時点まで有する者であること。

(2) 当該物品の納入後発注者の求めに応じて、アフターサービスを速やかに提供することができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

佐賀県土づくり本部農地整備課 計画積算担当（新行政棟7階）

電話 0952-25-7127

(2) 入札説明書の交付方法

平成18年3月17日(金)から3月24日(金)まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の8時30分から17時15分までの間、(1)の場所ですべて随時交付する。

(3) 入札書の提出方法

(1)の場所に3月31日(金)10時30分までに持参すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、3月30日(木)までに必着のこと。

(4) 開札の日時及び場所

平成18年3月31日(金)11時

佐賀市松原一丁目2番35号

佐賀商工会館 1号会議室

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条3項第3号の規定により免除する。

(2) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 法令又は入札に関する条件に違反した者

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときには、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 詳細は入札説明書による。

(6) この公告に関する入札は、当該契約に係る平成18年度予算が成立しない場合は、中止する。

○ 教育委員会事項

市町村合併に伴う佐賀県教育委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

●佐賀県教育委員会規則第一号

市町村合併に伴う佐賀県教育委員会規則の整理に関する規則

(佐賀県教育庁組織規則の一部改正)

第一条 佐賀県教育庁組織規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項の表の佐賀県教育庁三神教育事務所の項中「神埼町」を「神埼市」に、「鳥栖市」を「鳥栖市、神埼市」に改める。

第三条の総務課の分掌事務の第十五号中「市町村立学校」を「市町立学校」に改める。

(佐賀県教育委員会付議事項等に関する規則の一部改正)

第二条 佐賀県教育委員会付議事項等に関する規則(昭和三十一年佐賀県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条 第八号中「市町村立学校」を「市町立学校」に改める。
(学校教育法施行細則の一部改正)

第三条 学校教育法施行細則(昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第二号中「市町村議会(市町村学校組合議会)」を「市町議会

〔市町学校組合議会〕に改める。

(佐賀県市町村立学校県費負担教職員の旅費支給規則の一部改正)

第四条 佐賀県市町村立学校県費負担教職員の旅費支給規則(昭和二十九年佐賀県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の旅費支給規則

第一条中「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の旅費に関する条例」を

「佐賀県市町立学校県費負担教職員の旅費に関する条例」に改める。

(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第五条 佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則

(昭和三十三年佐賀県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務成績の評定に関する規則

則

第一条、第三条第四項、第六条第一項の表及び第三項並びに第七条中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

(佐賀県市町村立学校県費負担教職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第六条 佐賀県市町村立学校県費負担教職員の職の設置等に関する規則(昭和四十六年佐賀県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の職の設置等に関する規則

第一条中「市町村立学校」を「市町立学校」に改める。

(佐賀県教育関係職員健康診断審査委員会規則の一部改正)

第七条 佐賀県教育関係職員健康診断審査委員会規則(昭和五十四年佐賀県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「市町村立学校職員」を「市町立学校職員」に改める。

(佐賀県市町村立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第八条 佐賀県市町村立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和六十年佐賀県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県市町立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例施行規則

第一条中「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例」を

「佐賀県市町立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例」に改める。

(佐賀県公立学校職員等表彰規則の一部改正)

第九条 佐賀県公立学校職員等表彰規則(平成二年佐賀県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 市町教育委員会

(指導が不適切な教員を判断するための手続等に関する規則の一部改正)

第十条 指導が不適切な教員を判断するための手続等に関する規則(平成十四年佐賀県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村」を「市町」に改める。

第四条中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

(佐賀県教科用図書選定審議会規則の一部改正)

第十一条 佐賀県教科用図書選定審議会規則(昭和三十九年佐賀県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

(佐賀県心身障害児就学指導委員会規則の一部改正)

第十二条 佐賀県心身障害児就学指導委員会規則(昭和五十一年佐賀県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。
 (博物館の登録に関する規則の一部改正)

第十三条 博物館の登録に関する規則(昭和二十八年佐賀県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「〇〇市立中学校」を「〇〇町立中学校」に改める。

附則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

◎佐賀県教育委員会告示第三号

佐賀県育英学生選考委員会規程(平成十四年佐賀県教育委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月十七日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

第二条第三項第三号中「市町村立中学校」を「市町立中学校」に改める。

附則

この告示は、平成十八年三月二十日から施行する。

◎佐賀県教育委員会告示第四号

教科用図書採択地区の設定(平成十七年佐賀県教育委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月十七日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

別表の構成市郡(町村)の名称の項中「村」を削り、同表の鳥栖市・神埼郡・三養基郡地区の項を次のように改める。

三養基郡地区 三養基郡 鳥栖市 三養基郡(基山町、上峰町及びみやま町)	鳥栖市 三養基郡地区 三養基郡(鳥栖市)
---	----------------------------

附則

この告示は、平成十八年三月二十日から施行する。

◎佐賀県教育委員会訓令甲第一号

本 庁
 教育事務所

教育庁専決規程(平成七年佐賀県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月十七日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

第四条第十八号及び第五条第二十四号中「市町村立学校」を「市町立学校」に改める。

附則

この訓令は、平成十八年三月二十日から施行する。

○ 人事委員会事項

市町村合併に伴う佐賀県人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第四号

市町村合併に伴う佐賀県人事委員会規則の整理に関する規則

(佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部改正)

第一条 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」を「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」に改める。

第六条第一項第四号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例」に改める。

第十六条第一項第一号中「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例」を「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第二条 給料の調整額に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の市町村立中学校及び市町村立小学校の項中「市町村立中学校及び市町村立小学校」を「市町立中学校及び市町立小学校」に改める。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第三条 通勤手当に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」を「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」に改める。

(佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第四条 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校

県費負担教職員の処遇等に関する条例」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例」に改める。

(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第五条 初任給調整手当に関する規則(昭和三十六年佐賀県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「町村」を「町」に改める。

第六条第二項中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例」に改める。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第六条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例」を「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例」に改め、

同条第五号中「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の育児休業等に関する条例」を「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の育児休業等に関する条例」に改め、同条第六号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例」に改める。

第十条第二項第五号中「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」を「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」に改める。

(佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正)

第七条 佐賀県職員の任用に関する規則(昭和四十四年佐賀県人事委員会規則

第六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「市町村の」を「市町の」に、「市町村立学校の」を「市町立学校の」に改める。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第八条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年佐賀県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」を「佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」に改める。

(佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第九条 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例」に改める。

別表第二十九の休職等の期間の欄中「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例」を「佐賀県市町立学校県費負担教職員の分限に関する条例」及び「佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」を「佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

○ 公安委員会事項

佐賀県警察組織規則及び佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

佐賀県公安委員会

委員長 檜 垣 南 治 子

●佐賀県公安委員会規則第二号

佐賀県警察組織規則及び佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(佐賀県警察組織規則の一部改正)

第一条 佐賀県警察組織規則(平成六年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表の佐賀県神埼警察署の脊振警察官駐在所の項を次のように改める。

脊振警察官駐在所	神崎市脊振町 広滝	神崎市のうち、脊振町
----------	-----------	------------

別表第一の二の表の佐賀県神埼警察署の詫田警察官駐在所の項、崎村警察官駐在所の項、迎島警察官駐在所の項、原の町警察官駐在所の項、仁比山警察官駐在所の項及び姉川警察官駐在所の項を次のように改める。

詫田	神崎市千代田町 町詫田	神崎市のうち、千代田町(詫田、下板、嘉納、直鳥、姉)
崎村	崎村	神崎市のうち、千代田町(崎村、用作、迎島、柳島、渡瀬)
迎島	迎島	神崎市のうち、千代田町(迎島、柳島、渡瀬)
原の町	境原	神崎市のうち、千代田町(餘江、下西、境原、黒井)
仁比山	的 神埼町	神崎市のうち、神埼町(的、志波屋、城原、鶴(犬の目を除く))
姉川	姉川	神崎市のうち、神埼町(本告牟田、横武、姉川、尾崎)

別表第一の五の表の佐賀県神埼警察署の項を次のように改める。

”	神埼警察署	神埼市のうち、神埼町（田道ヶ里、鶴 （犬の目）、神埼、枝ヶ里、本堀、永歌、 西小津ヶ里、竹）
---	-------	--

（佐賀県道路交通法施行細則の一部改正）

第二条 佐賀県道路交通法施行細則（昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三

号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の一般国道二六四号の項中「神埼郡千代田町大字姉」を「神埼市千代田町姉」に、「神埼郡千代田町大字詔田」を「神埼市千代田町詔田」に、「神埼郡千代田町大字下板」を「神埼市千代田町下板」に改め、同表の一般国道三八五号の項中「神埼郡千代田町大字迎島」を「神埼市千代田町迎島」に、「神埼郡千代田町大字下板」を「神埼市千代田町下板」に改め、同表の県道三瀬神埼線の項中「神埼郡神埼町大字的」を「神埼市神埼町的」に、「神埼郡神埼町大字田道ヶ里」を「神埼市神埼町田道ヶ里」に改め、同表の県道佐賀外環状線の項中「神埼郡神埼町大字本告牟田」を「神埼市神埼町本告牟田」に、「神埼郡千代田町大字姉」を「神埼市千代田町姉」に改め、同表の県道市武諸富線の項中「神埼郡千代田町大字柳島」を「神埼市千代田町柳島」に、「神埼郡千代田町大字渡瀬」を「神埼市千代田町渡瀬」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月十七日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷